

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

出雲街道の再生へ

2 地域再生計画の作成主体の名称

三次市

3 地域再生計画の区域

三次市の区域の一部（布野地区）

4 地域再生計画の目標

（１）布野町の現状

三次市布野町は、市の北部に位置し北端の赤名トンネルで島根県飯石郡飯南町に接している。中央部を南北に広島・松江間を連絡する幹線道路である国道54号が縦貫し、古くから陰陽の文化と経済の影響を受けながら発展をみた町である。町の90パーセントを森林に囲まれており、主な産業は農林業であるが、規模は小さく町外への通勤者が多い。農家の70パーセントは第二種兼業農家で、主要農産物は水稲や高冷地作物であるが、肥育・酪農も盛んで果樹も栽培されており、林業は流域森林総合整備事業による振興に努めている。少子高齢化・人口減少が進み、昭和35年には3,803人だった町の人口は、平成12年には2,003人にまで減少し、過疎化が進行している。

（２）布野町の課題

布野町のほぼ南端に位置する道の駅「ゆめランド布野」は、情報の発信と地場産品の販売を通して地域資源の活用を促進し、国道54号を行き交う人々の憩いと交流の拠点として賑わいをみせている。こうした施設に関わる住民や団体の活力は戻りつつあるが、周辺地域の交流や産品の生産に関わりのない住民に対して、町全体として連携し相互に協力して地域の活性化に取り組み交流の輪を広げていく必要がある。

このため、平成17年度は国土交通省の「地域資源活用構想支援調査」の指定地区の選定を受け、三次市が推進している「特色あるまちづくり」の構想づくりを行った。この活動の中心組織である「布野町まちづくり連合会」は、同町を縦断する出雲街道に着目して地域資源の再確認と活用による都市住民との交流を軸としたまちづくりを進めるため、「のぞみプロジェクト」という住民活動と行政の地域支援のプランを作成した。このプロジェクトは、布野町の観光

ガイドブックの制作や新たなグルメメニューの開発，本町出身の歌人である中村憲吉の記念館の構想，廃校となった旧横谷小学校の積極的活用，道の駅「ゆめランド布野」の更なる活用など地域の再活性化を目指している。

本地域再生計画は，事業として廃校施設の転用と活用を具体化することを通じ，住民が自ら考えて魅力ある布野町を創造してゆくことで「出雲街道の再生」を目指す。

活用構想目標

自治活動拠点

各種クラブ活動 2回/月×12月=24回/年

地域全体コミュニティー活動 355人×2回/年(春・秋)=710人

地域産業再生拠点

1地区1品目特産品 9品目

地区住民サポート拠点

給食提供 177食×2回/年(彼岸)=354食

自然環境教育拠点

自然体験 春 すずらん 夏 蛍 秋 木の実・キノコ

15家族×3回=45家族

都市住民交流拠点

農業体験 田植え(春)・稲刈り(秋) 10家族×2回=20家族

(3) 三次市の地域支援方針

広島県三次市は，平成16年4月1日に三次市・双三郡・甲奴郡甲奴町の1市7町村が合併して誕生し，2年が経過したところである。

当市では，平成17年1月に「(仮称)三次市まちづくり基本条例検討委員会」を立ち上げ，市民と行政が協働のまちづくりを進めていくための役割と責務を定め，共通のルールとなる「まちづくり基本条例」の素案づくりを行ってきた。平成18年4月から施行となったこの「三次市まち・ゆめ基本条例」は，前年度から住民自治組織が策定したそれぞれの「地域まちづくりビジョン」を更に具体化し，市民がまちづくりに参加するために，市の情報を積極的に提供するとともに，NPO，ボランティア団体などの育成を図ることとし，布野町の特色あるまちづくりを協働して進める。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

三次市は，統廃合後の教育施設についてより早期に転用活用を図る方針を取

っており、活用方法については地元の意向を優先することとしている。

これを受けて横谷地区では、平成17年7月に横谷自治連合会を中心に横谷小学校統合実行委員会を結成し、下部組織の跡地利用検討委員会で会合を重ねて主要5項目の活用案を作成した。さらにその活用案を地域住民にアンケートによる調査を実施した。調査は区域内の全151世帯の444人を対象に実施し、平成18年2月に調査結果を基にした報告を作成した。

その結果は、地元が管理運営する意見よりも行政に一任する意見が若干上回ったが、これは施設管理を行うための人的かつ財政的な現状を踏まえた苦渋の選択であり、心情的には地元管理を希望していることがコメントから読み取れる。また活用案や協力体制についても賛成者が多数を占めていることから、同委員会としては、行政等の支援を受けながら横谷地区だけでなく布野町の貴重な交流施設として積極的な活用を図りたいという意向をまとめた。この廃校活用策は「のぞみプロジェクト」事業の主要事業の一つであり、布野町の特色あるまちづくりに位置付けられている。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

5 - 2 - 1 事業の概要

【A0801】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

明治10年に創立した横谷小学校は、少子化が進み平成18年度以降の在校児童数が10名以下となり、教育効果が希薄になるために、同校の保護者会を中心とした地元による隣接校の布野小学校への統合を選択する決断を受け、三次市教育委員会は、平成17年度末をもって布野小学校に統合することを決定した。

横谷小学校は現在地に2階建ての木造校舎として移転新築された。屋内運動場も同時に整備しており、敷地も市の所有地である。降雪量が多いことから軒下を広く取って冬季の学校生活に配慮しており、逆に窓からの採光が減ることから校舎も屋内運動場にも屋根の棟に採光用のガラス窓を配して明るい室内となり、デザイン的にも優れた外観となっている。建築からまだ9年しか経過していないため、内装等にも傷みはほとんどなく良好な状態である。国道54号線沿いで三次市街地から車で40分程度に位置し、豊かな自然に囲まれ、屋外活動を含めた研修・イベント・交流など幅広い活用が期待できる。

同校の廃校に伴う施設活用構想は次の5事業である。

横谷地区住民の自治活動の拠点として

具体的には、行政連携(広報,生活相談),生涯学習活動(各種クラブ活動,郷土芸能の伝承),健康福祉活動(体力づくり運動,健康教室),コミュニテ

ィー活動（地域行事，イベント）などの活動に供する。

地域産業の再生拠点として

集落一農場構想を目標に，農林業の生産・加工・販売・消費の再構築を図る。具体的には，ミニドライブイン，農産加工場などに活用する。

横谷地区住民の日常生活サポート拠点として

具体的には，給食提供，住民が送迎する自治タクシー，簡単な仕事を援助する仕事お任せセンター，冬季老人宿泊などに活用する。

自然環境教育の拠点として

子どもの自然体験と環境教育の場として活用する。

また，自然科学・産業技術等に関する学習の場としても活用を図る。

都市住民との交流拠点として

陰陽連絡の要衝として，また中国山地の自然と深く関わった伝統と文化をこの地を訪ねる人々に提供する。具体的には，農村歴史資料館，農村体験（田舎料理，もちつき，わら細工，山野草料理），農業体験，市民農園など第6次産業の創出を行う。

及び の一部については，初年度から活動を開始することが可能であり，他の項目については，活動に必要な整備や学習のため1年程度の準備期間を設けるものとし，市は同計画の実現のため導入事業の研究，研修の支援・相談等に応じるなどの手立てを図る。また，交流活動で宿泊が必要な場合は，学校から徒歩で5分程度の距離にある三次市ふれあいプラザ横谷会館（呼称：横谷ふれあい会館）で宿泊や入浴することが可能であり，施設連携により活動の幅の広がりが期待できる。同校は山間地のモダンな木造施設であることから，市内外を問わず廃校後の利用の希望や企画提案の問合せが寄せられており，将来指定管理者が決定した場合は，随時協議検討を行いながら，活用を広げ「のぞみプロジェクト」の更なる充実に努め，布野町全体の地域再生と活性化を図るものとする。

5 - 2 - 2 支援措置の適用要件に関する事項

1 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において，地域再生計画を作成し，内閣総理大臣の認定申請をすること。

三次市立横谷小学校（平成18年3月31日廃校）は，三次市立学校設置条例（平成16年三次市条例第117号）において三次市が設置した学校であり，廃校校舎の転用の弾力化については三次市が認定申請する。

2 廃校校舎等を利用して実施される事業が，「地域再生基本方針」に定める地

域再生の意義及び目標に合致するものであること

三次市は三次市立横谷小学校を，三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例（平成18年条例第27号）により市が管理する横谷ふるさとセンターに転用し，住民自治を基調とした多様な地域活動の拠点として活用できる体制づくりを行った。

同施設は，布野町まちづくり連合会並びに横谷自治連合会による住民自治活動と交流の拠点として，生涯学習活動，農林産物の加工・販売，地域福祉活動，都市との交流・自然体験など活動を行う。

市は，計画の実現のため導入事業の研究，研修の支援・相談等に応じるなどの手立てを図り，事業者，地域の生産団体と連携する。

このことにより，自治活動が活性化し安心して生活できる環境づくりが進むとともに，交流の促進により農林家の所得の向上並びに地域の自立支援につながり，地域の活力再生につながるものと期待される。

3 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり，廃校校舎等の利用が必要であること。

住民自治活動や交流施設等の支援を市独自で行うには，財政力指数が0.373，経常収支比率も96.2%と逼迫している市の財政状況においては困難な状況であり，住民活力を念頭に置いた既存施設の利活用が必要である。また，廃校施設は交通の要である国道54号線に隣接しており，活動拠点としての優位性はもとより横谷地区の中心に位置することから，地域の人々が寄り合うにも適切である。

運動場を利用した駐車場の確保も容易で，校舎や屋内運動場の整備状況もよいことから，事業を実施する場合も使い勝手が良い。

横谷小学校の廃校校舎等の有効な活用は，地域再生のうえで不可欠である。

4 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

三次市は，事業者に対して将来貸与する場合も，廃校となった小学校を無償貸与する。なお，その際，関係法令の規定に反しないよう実施する。

5 - 2 - 3 地域再生計画に基づく財産処分の内容について

別紙（様式1）のとおり

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5 - 3 - 2 関係すべき事項

施設の所管部署は，地元の活用が自治活動から出発して活動の充実によって地域産業や福祉活動への展開が図られるという観点から三次市自治振興部が所管することとするが，将来的には指定管理者制度への移行も考慮してゆく。

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については，市が計画期間終了後に必要な調査を行い，状況を把握し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し